証券コード　5983
平成30年６月８日

株　主　各　位

千葉県松戸市上本郷167番地
イワブチ株式会社
代表取締役社長　内　田　秀　吾

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年６月27日（水曜日）午後５時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

１．日　　時　平成30年６月28日（木曜日）午前10時

２．場　　所　千葉県松戸市上本郷167番地
当社会議室（末尾の会場案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項

(１)第68期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告および計算書類報告の件

(２)第68期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役４名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件
第５号議案　補欠監査役１名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、当日は、クールビズスタイルにて対応させていただきますので、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
(アドレス　http://www.iwabuchi.co.jp/)

(提供書面)

事　業　報　告

(平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで)

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国の経済は、政府による積極的な経済政策が実施されており、雇用情勢や企業収益など改善が続くなかで、緩やかな回復基調が続いているものの、海外経済、為替相場の動向による影響が懸念され、先行きは不透明な状況にあります。

当社の大口需要家であります電力会社においては、原子力発電停止に伴う代替発電燃料費増加の影響に加え、昨年度より開始された電力小売全面自由化による新電力への切り替えや、今後予定されている送配電部門の法的分離などの動きから、設備投資の抑制や更なるコスト削減要請が続いております。ＮＴＴにおいても、当社に関連した設備投資が抑制傾向となっており、厳しい受注環境となりました。

このような状況のなか、当社の取り組みとして、経営環境の変化に応じた投資を実施するとともに、業務の効率化によるコスト削減や品質管理の推進、海外を含めた新規マーケットの開拓も進め、新たなインフラ構築に貢献すべく、全社一丸となって取り組みました。

以上の結果、当期の売上高は91億８百万円と前期に比べ３億９千３百万円、4.1％の減収となりました。経常利益は４億５千８百万円と前期に比べ１億５千８百万円、25.7％の減益となり、当期純利益は３億７百万円と前期に比べ９千４百万円、23.5％の減益となりました。

当社の事業区分は単一セグメントであり、それに代わる需要分野別の業績は、次のとおりであります。

交通信号・標識・学校体育施設関連

学校体育施設関連は、全国的に堅調に推移しました。また、標識関連は、東京オリンピック・パラリンピックに向けた道路標識の整備工事が実施されたことから、好調に推移しました。しかしながら、交通信号関連は、警視庁管内における信号灯器のＬＥＤ化が一巡し、低調となりました。その結果、売上高は11億２千５百万円と前期に比べ１億１千９百万円、9.6％の減収となりました。

ブロードバンド・防災無線関連

ブロードバンド関連は、市場価格の厳しい状況が続いておりますが、４Ｋ・８Ｋ放送に向けた設備投資が各地で実施され、堅調となりました。しかしながら、防災無線関連は、補改修工事が中心となり低調に推移しました。その結果、売上高は８億８千３百万円と前期に比べ４千２百万円、4.6％の減収となりました。

情報通信・電話関連

情報通信関連は、電気通信事業者による光伝送路工事や移動体アンテナ設置工事が全国的に好調に推移しました。しかしながら、電話関連については、当社に関連した設備投資が抑制傾向となっており低調となりました。その結果、売上高は18億６千６百万円と前期に比べ９千９百万円、5.0％の減収となりました。

配電線路関連

配電線路関連は、原子力発電停止に伴う代替発電燃料費増加の影響に加え、昨年度より開始された電力小売全面自由化などにより、設備投資の抑制やコスト削減要請が続いているなか、新製品の投入など、積極的な活動を展開しました。その結果、売上高は33億４千５百万円と前期に比べ１億３千５百万円、3.9％の減収となりました。

その他

一般民需、公共工事関連は、政府の積極的な経済政策の影響もあり、民間設備投資や街路灯・防犯灯ＬＥＤ化工事などにより、堅調に推移しました。また、鉄道関連においても、安全対策に伴う付帯工事が堅調に推移しました。その結果、売上高は18億８千６百万円と前期並となりました。

需要分野別売上高

需要分野別	第67期（平成28年度）		第68期（平成29年度）	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
交通信号・標識・学校体育施設関連	1,244,742	13.1	1,125,494	12.4
ブロードバンド・防災無線関連	926,229	9.8	883,960	9.7
情報通信・電話関連	1,965,974	20.7	1,866,889	20.5
配電線路関連	3,481,421	36.6	3,345,522	36.7
その他	1,883,436	19.8	1,886,237	20.7
計	9,501,802	100.0	9,108,102	100.0

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、政府による積極的な経済政策などを背景に、景気は緩やかな回復基調が続くと見込まれるものの、海外の不安定な政治動向が与える影響の懸念など、依然として先行きは不透明な状況が続いていくことが予想されます。

当社の主要取引先である電力会社においては、引き続き、原子力発電停止に伴う代替発電燃料費増加の影響に加え、今後予定されている送配電部門の法的分離などの動きから、更なる設備投資の抑制やコスト削減要請が予想されます。ＮＴＴにおいても、当社に関連した設備投資が抑制傾向となっており、厳しい受注環境となっております。一方で２０２０年の東京オリンピック・パラリンピック開催に伴うインフラ整備による需要や次世代システムを含めた移動体通信関連の投資が今後期待されます。

このような状況のもと、当社の取り組みとして、経営環境の変化に応じた投資を実施するとともに、海外を含めた新規マーケットの開拓も進め、新たなインフラ構築に貢献すべく、全社一丸となって取り組んでまいります。

(3) 設備投資の状況

当期は、総額５億９千３百万円の設備投資を行いました。その主なものは、薄板精密板金加工、多品種少量生産、短納期生産、迅速な試作品製作への対応を強化するため、松戸第２工場にファイバーレーザー複合機およびプレスブレーキを新設しました。

(4) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：千円)

区　　分	第 65 期 (平成26年度)	第 66 期 (平成27年度)	第 67 期 (平成28年度)	第 68 期 (平成29年度)
売上高	10,095,647	10,541,288	9,501,802	9,108,102
経常利益	1,091,083	1,021,582	617,380	458,448
当期純利益	757,198	727,142	401,315	307,087
1株当たり当期純利益	68円87銭	67円29銭	373円53銭	285円83銭
総資産	17,754,733	18,042,671	18,560,899	18,488,016
純資産	14,334,771	14,664,963	14,932,918	15,099,494

(注)　第67期の１株当たり当期純利益につきましては、平成28年10月１日を効力発生日として、普通株式10株を１株の割合で併合したため、期首に当該株式併合が行われたと仮定して、算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

ア　親会社との関係

該当事項はありません。

イ　重要な子会社の状況

会　社　名	資本金(千円)	議決権比率(%)	主要な事業内容
海陽岩淵金属製品有限公司	350,000	100.0	金属製品および部品の製造販売
北栄鉄工株式会社	30,000	100.0	電力、通信、信号用電気架線金物の製造販売
ＩＷＭ株式会社	50,000	100.0	各種電気架線金物・通信工事資機材の販売
協和興業株式会社	48,000	67.4	電気架線金物の製造販売、土木工事の設計施工

(注) １．当社の連結対象子会社は上記の重要な子会社４社であり、持分法適用会社は株式会社TCMの１社であります。
２．当社は、平成29年５月15日付で、協和興業株式会社の株式を取得し、当社の連結対象子会社といたしました。

(7) 主要な事業内容（平成30年３月31日現在）

電力、通信、信号、放送、鉄道用各種電気架線金物の製造販売に関する事業を行っております。

(8) 主要な営業所および工場（平成30年３月31日現在）

ア　本社　　千葉県松戸市上本郷167番地

イ　松戸工場　　千葉県松戸市中根長津町176番地

ウ　松戸第２工場　　千葉県松戸市上本郷138番地１

エ　支店　　札幌・仙台・名古屋・大阪・広島・福岡

オ　流通センター　　千葉県松戸市上本郷167番地

(9) 使用人の状況（平成30年３月31日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
284名(14名)	２名減(３名増)	43.1歳	15.4年

（注）１．使用人数は就業員数であり、定年再雇用者10名を含んでおります。
２．臨時雇用者（パート・アルバイト）は、（ ）内に当期の平均人員を外数で記載しております。

２．会社の株式に関する事項（平成30年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　4,000,000株
(2) 発行済株式の総数　1,100,000株（自己株式25,713株を含む。）
(3) 株主数　972名
(4) 大株主

株主名	持株数(百株)	持株比率(%)
住友商事株式会社	1,000	9.31
イワブチ取引先持株会	816	7.60
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	398	3.70
イワブチ従業員持株会	398	3.70
三井住友信託銀行株式会社	380	3.54
公益財団法人光奨学会	380	3.54
株式会社常陽銀行	359	3.34
新日鐵住金株式会社	320	2.98
光岡毅	243	2.27
株式会社みずほ銀行	198	1.84

（注）１．百株未満は切り捨てて表示しております。
２．当社は、自己株式25,713株を所有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3．会社の取締役および監査役に関する事項

（1）取締役および監査役の氏名等（平成30年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職状況
代表取締役社長	内田秀吾	営業本部長兼海陽岩淵金属製品有限公司董事長
常務取締役	宮﨑洋一	製造部長
常務取締役	西澤良	大阪支店長
常務取締役	遠藤雅道	総務部長
取締役	篠崎泰之	社長室長
取締役	渡邉尚浩	営業第二部長
取締役	鈴木健司	製品開発部長
取締役	五十嵐大器	住友商事株式会社鋼板本部薄板事業部長付
常勤監査役	高橋明	
監査役	大石眞	
監査役	土屋文実男	
監査役	石川耕治	ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社秘書部特命部長

（注）１．当期中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
（1）平成29年６月29日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって、取締役田中正人氏が任期満了により退任し、また、取締役早坂敏朗氏が辞任いたしました。
（2）平成29年６月29日開催の第67回定時株主総会において、鈴木健司氏および五十嵐大器氏が取締役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
２．平成30年２月１日付で、石川耕治氏は、ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社秘書部特命部長に就任いたしました。
３．取締役の五十嵐大器氏は、社外取締役であります。
４．監査役の土屋文実男氏および石川耕治氏は、社外監査役であります。なお、監査役土屋文実男氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．監査役の土屋文実男氏および石川耕治氏は、その経歴から財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
６．平成30年４月１日付で、取締役の担当を次のとおり変更しております。
（1）宮﨑洋一氏は、常務取締役製造部長から常務取締役生産本部長に就任しました。
（2）遠藤雅道氏は、常務取締役総務部長から常務取締役管理本部長兼総務部長に就任しました。
（3）渡邉尚浩氏は、取締役営業第二部長から取締役営業本部営業統括部長に就任しました。
７．当期末日後の取締役および監査役の重要な兼職の異動は次のとおりであります。
（1）平成30年４月１日付で、五十嵐大器氏は、住友商事グローバルメタルズ株式会社出向鋼板本部薄板事業部部長代理に就任しました。
（2）平成30年４月１日付で、石川耕治氏は、ＳＯＭＰＯホールディングス株式会社秘書部長（兼）グループＣＥＯサポート室長に就任しました。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、社外取締役および各監査役ともに法令が規定する最低責任限度額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員(名)	支給額(千円)
取　締　役	10	201,285
監　査　役	4	24,936
合　　計	14	226,221

(注) 1．平成18年６月29日開催の第56回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は、年額４千万円以内と決議いただいております。
2．平成23年６月29日開催の第61回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額４億円以内と決議いただいております。
3．取締役および監査役の支給人員には、平成29年６月29日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名が含まれております。
4．取締役への支給額のうち社外取締役２名に240千円支給しております。
5．監査役への支給額のうち社外監査役２名に3,240千円支給しております。
6．上記の報酬等の総額には、当期における役員退職慰労引当金の増加額が含まれております。
7．上記のほか、平成29年６月29日開催の第67回定時株主総会の決議に基づく役員退職慰労金の額は以下のとおりであります。なお、当期ならびに当期以前の事業報告において記載済みの役員退職慰労引当金の増加額を除いております。
退任取締役　１名　639千円

(4) 社外役員に関する事項

ア　重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役五十嵐大器氏は、住友商事株式会社鋼板本部薄板事業部長付であり、同社は当社と材料仕入れの取引関係があります。なお、平成30年４月１日付で住友商事グローバルメタルズ株式会社出向　鋼板本部薄板事業部部長代理に就任しております。

イ　主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ　当期における主な活動状況

（ア）取締役会および監査役会への出席状況

役員氏名	取締役会		監査役会	
	開催数(回)	出席数(回)	開催数(回)	出席数(回)
取締役　五十嵐　大　器	10	9	-	-
監査役　土　屋　文実男	12	12	8	8
監査役　石　川　耕　治	12	12	8	8

(注)　取締役五十嵐大器氏は、当期中に開催された取締役会のうち、平成29年６月29日の就任後に開催されたもののみを対象としております。

（イ）取締役会および監査役会における発言状況

社外取締役五十嵐大器氏、社外監査役土屋文実男氏および石川耕治氏は、取締役会においては、主に法令や定款の順守に係る見地から、適宜意見の表明を行っております。

社外監査役土屋文実男氏および石川耕治氏は、監査役会においては、監査の方法およびその他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行っております。

4．会計監査人に関する事項

(1) 名　　称　有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額(千円)
当期に係る会計監査人の報酬等の額	20,000
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、常勤監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、その他の事由により監査役会が会計監査人の解任または不再任を適当と判断した場合、監査役会の決定により、解任または不再任に関する議案を株主総会に上程いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

5．会社の体制および方針

(1) 当社取締役および子会社取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他当社および子会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、平成27年４月21日の取締役会において、平成27年５月１日施行の改正会社法を踏まえ、会社法第362条第４項第６号に規定する体制の整備について、次のとおり決議しております。

なお、決議には実施されている内部統制体制の確認を含めております。

会社法の要求する業務の適正を確保するための体制については、社会的責任、企業規模、業界および生産する製品の特殊性、経営への影響度、費用対効果を充分考慮して整備いたします。

ア　当社取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（ア）当社は、取締役、従業員を含めた「イワブチグループ企業行動指針」を定めるとともに、役員を対象とする役員規定を定め、これらの順守を図っています。

（イ）取締役には取締役会規定が設けられ、原則月１回の適切な同会運営が確保されており、相互に業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止しています。

（ウ）当社は、監査役会設置会社として、取締役の職務執行に関しては監査役会の定める監査方針および分担に従って各監査役の監査を受けます。

（エ）取締役が他の取締役の法令・定款違反を発見した場合は監査役に報告し、その是正を図ります。

イ　当社子会社取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「イワブチグループ企業行動指針」を定め、法令・規則順守の周知徹底を図っています。

ウ　当社および子会社の業務の適正を確保するための体制

（ア）「イワブチグループ企業行動指針」を定め、グループとして業務の適正を確保しています。

（イ）「子会社管理規定」を定め、子会社からの報告および内部監査を充実し、グループ内の意思の疎通を図っています。

（ウ）当社の取締役または使用人を子会社の取締役および監査役またはこれらに準ずる役職に任命し、業務執行の適正を図っています。

エ　当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

（ア）当社は、書類による情報の保存を原則とし、取締役の職務執行に係る書類および文書は「文書管理規定」に基づき、保存年限を定め、検索性の高い状態で保存、管理しています。

（イ）電磁的文書および記録については、「情報管理規定」を整備し、適切な情報の保存および管理を行っています。

オ　当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

（ア）当社は、業務に係るリスクとして以下ａからｊまでの事項を認識し、その把握と管理体制の整備を進めています。

ａ 製品市場	ｆ 災害
ｂ 仕入れ	ｇ 情報システム
ｃ 品質	ｈ コミュニケーション
ｄ 環境	ｉ 法令・規則違反
ｅ 金融市場	ｊ 子会社

予防と緊急時の体制に関しては規定類を定めていますが、経営に重大な影響を及ぼすリスクの評価については別途定期的に見直し、その対策を検証する体制を整えています。

（イ）「情報管理規定」を定め、電磁的文書および記録の保全ならびに施設の保全と安全についての体制を整えています。

カ　当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（ア）取締役会、常務会を原則月１回開催して経営方針および経営戦略に関わる重要事項について決定しています。加えて、取締役が出席する予算審議委員会、販売企画委員会、生産計画委員会、品質管理委員会を毎月開催し、審議を経て各部門が業務を執行しています。

（イ）取締役会の決定に基づく業務執行については、「会社組織および業務分掌規定」、「職務権限規定」等においてそれぞれの責任について定めています。

キ　当社使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（ア）「コンプライアンスについて」の社長声明を各部門に掲示して法令・規則の順守を徹底するよう図るとともに、コンプライアンス体制の基礎として、「イワブチグループ企業行動指針」および「コンプライアンス基本規定」を定めています。

（イ）上記の基本規定には、内部通報およびコンプライアンス教育についても定めています。

ク　当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「子会社管理規定」において、当社の取締役会に定期的に子会社からの出席を求め、経営上重要な事項につき報告を受けると定めています。

ケ　当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は上記オ（ア）において、「子会社」に係るリスクを認識し管理しています。

コ　当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（ア）子会社取締役の重要な職務については、当社取締役会の付議事項として事前の審議を経て執行しています。

（イ）子会社取締役は、原則３か月に１度、当社取締役会に出席し重要事項の報告を行っております。また、当社による子会社内部監査を定期的に実施しています。

サ　当社子会社使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「イワブチグループ企業行動指針」を定め、法令・規則順守の周知徹底を図っています。

シ　当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

（ア）監査役より、その職務を補助するスタッフの要請がある場合は、内部統制評価員をその任にあたらせます。

（イ）内部統制評価員がその任に従事している間の指示は監査役とし、取締役からの独立性を確保します。その旨「財務報告に係わる内部統制の構築と評価に関する実務要領」に定めています。

（ウ）内部統制評価員は、上記実務要領の定めのとおり監査役の指揮命令に従うものとし、監査役の指示の実効性を確保しています。

ス　当社監査役への報告に関する体制

（ア）常勤監査役が報告を受ける体制として既に実施されている次のことを制度化しています。

ａ 担任役員以上による決裁稟議書を回覧

ｂ 部店長会議および社内各種委員会への出席

（イ）現在実施されている監査役の電子情報の閲覧につき、日常的監査を容易にするため、可能な限りのアクセス権を設定しています。

（ウ）当社による子会社内部監査の監査結果は、遅滞なく監査役に報告されています。

（エ）当社は、監査役へ報告を行った当社および子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをしない旨周知徹底します。

（オ）当社「監査役監査規定」において、その職務遂行のために必要な費用は会社に請求することができると定めています。

（カ）上記に拘らず、監査役は必要の都度、当社および子会社取締役または使用人に対して報告を求めることが出来るものとしています。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

ア　コンプライアンス

（ア）「コンプライアンスについて」の社長声明および「イワブチグループ企業行動指針」を各部門および子会社に掲示し、コンプライアンスを重視する経営の基本方針を周知しています。

（イ）「コンプライアンス基本規定」に社員の責務、社員の禁止事項、是正処置および通報の義務を定め、コンプライアンス教育により「規定類・法令・規則の順守」の徹底を図り、内部監査でその重要性を認識させています。

イ　リスク管理

（ア）業務に係る種々リスクを認識し、それらの管理体制の整備を行っています。予防と緊急時の体制に関する規定類に基づき、経営に重大な影響を及ぼすリスクの評価を定期的に見直し、対応策を検討しています。

（イ）「情報管理規定」に基づき、電磁的文書および記録の保全ならびに施設の保全と安全について管理を行っています。

ウ　グループ会社管理体制

（ア）子会社取締役の重要な職務については、当社取締役会の付議事項として事前の審議を経て執行しています。

（イ）「子会社管理規定」に基づき、子会社取締役は、原則３か月に１度、当社取締役会に出席し、経営上重要な事項の報告を行っています。

（ウ）「内部監査規定」に基づき、当社による子会社の内部監査を定期的に行い、法令・規定類の順守、損失の危険の管理、業務の効率性など業務の適正な遂行を図っています。

エ　取締役の職務の執行

（ア）取締役には取締役会規定が設けられ、原則月１回の適切な同会運営が確保されており、相互に業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止しています。

（イ）取締役会、常務会においては、経営方針および経営戦略に関わる重要事項について決定しています。

（ウ）取締役が出席する予算審議委員会、販売企画委員会、生産計画委員会、品質管理委員会を毎月開催し、審議を経て各部門が業務を執行しています。

オ　監査役の職務執行

（ア）担任役員以上の決裁稟議書を回覧しています。また、電子情報に可能な限りのアクセス権を設定し、日常的監査を容易にしています。部店長会議および社内各種委員会へ出席しています。

（イ）当社による子会社内部監査の監査結果を報告しています。

（ウ）監査役へ報告を行った当社および子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをしない旨周知徹底しています。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

(4) 反社会的な勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

ア　当社は、「イワブチグループ企業行動指針」にて、法令、規則の順守、また、「コンプライアンスを取り巻く環境における順守項目の指針」の中で、反社会的な勢力および団体とは対決することを明記しています。

イ　対応総括部署を総務部とし、所轄警察署、顧問弁護士等の外部機関と連携し、また、社内イントラネットにおいて対応マニュアルを掲示するなどして、反社会的勢力からの不当要求に対応することとしています。

ウ　千葉県企業防衛協議会、千葉県暴力団追放県民会議、松戸市職場警察連絡協議会に加入する等、反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、必要な情報を社内へ周知しています。

貸 借 対 照 表

(平成30年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**10,813,105**	**流動負債**	**2,018,343**
現金及び預金	5,681,549	支払手形	775,958
受取手形	744,630	買掛金	482,796
電子記録債権	692,585	１年内返済予定の長期借入金	107,600
売掛金	1,728,253	リース債務	26,221
商品及び製品	1,607,634	未払金	196,719
仕掛品	63,207	未払費用	64,138
原材料及び貯蔵品	105,158	未払法人税等	109,563
前払費用	9,118	賞与引当金	212,433
繰延税金資産	92,082	設備関係支払手形	14,554
その他	97,779	その他	28,358
貸倒引当金	△8,894		
固定資産	**7,674,911**	**固定負債**	**1,370,178**
有形固定資産	**5,754,825**	長期借入金	507,900
建物	1,698,163	リース債務	38,999
構築物	68,058	退職給付引当金	409,555
機械及び装置	126,341	役員退職慰労引当金	263,724
車両運搬具	6,980	受入保証金	128,090
工具、器具及び備品	80,862	繰延税金負債	9,205
土地	3,304,006	その他	12,704
リース資産	468,832	**負債合計**	**3,388,522**
建設仮勘定	1,578	(純資産の部)	
無形固定資産	**80,737**	**株主資本**	**14,637,351**
借地権	24,535	**資本金**	**1,496,950**
ソフトウエア	14,282	**資本剰余金**	**1,210,656**
リース資産	33,141	資本準備金	1,210,656
その他	8,778	**利益剰余金**	**12,079,772**
投資その他の資産	**1,839,347**	利益準備金	379,237
投資有価証券	1,062,575	その他利益剰余金	11,700,535
関係会社株式	256,040	土地圧縮積立金	45,652
関係会社出資金	350,000	別途積立金	11,050,000
出資金	3,160	繰越利益剰余金	604,882
長期貸付金	4,455	**自己株式**	**△150,028**
会員権	118,575	**評価・換算差額等**	**462,142**
前払年金費用	49,356	**その他有価証券評価差額金**	**462,142**
その他	35,190		
貸倒引当金	△40,005	**純資産合計**	**15,099,494**
資産合計	**18,488,016**	**負債純資産合計**	**18,488,016**

損 益 計 算 書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		
製品売上高	7,378,974	
商品売上高	1,726,329	
その他の売上高	2,798	9,108,102
売上原価		
製品売上原価	5,137,477	
商品売上原価	1,414,534	6,552,011
売上総利益		2,556,091
販売費及び一般管理費		2,185,600
営業利益		370,490
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	38,868	
受取賃貸料	41,769	
貸倒引当金戻入額	2,908	
その他	9,366	92,911
営業外費用		
支払利息	4,820	
その他	133	4,954
経常利益		458,448
特別利益		
固定資産売却益	660	
関係会社株式売却益	41,538	
事業譲渡益	10,000	52,199
特別損失		
固定資産除売却損	2,691	
減損損失	40,827	
その他	350	43,869
税引前当期純利益		466,777
法人税、住民税及び事業税	149,017	
法人税等調整額	10,672	159,690
当期純利益		307,087

株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
				土地圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,496,950	1,210,656	379,237	45,652	10,750,000	812,669	11,987,559	△149,500	14,545,665
当期変動額									
別途積立金の積立					300,000	△300,000	－		－
剰余金の配当						△214,873	△214,873		△214,873
当期純利益						307,087	307,087		307,087
自己株式の取得								△527	△527
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	300,000	△207,786	92,213	△527	91,685
当期末残高	1,496,950	1,210,656	379,237	45,652	11,050,000	604,882	12,079,772	△150,028	14,637,351

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	387,252	14,932,918
当期変動額		
別途積立金の積立		－
剰余金の配当		△214,873
当期純利益		307,087
自己株式の取得		△527
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	74,890	74,890
当期変動額合計	74,890	166,576
当期末残高	462,142	15,099,494

個別注記表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

①　子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

②　その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

（2）たな卸資産の評価基準及び評価方法

①　商品、製品、仕掛品、原材料……総平均法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

②　貯蔵品……最終仕入原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

（3）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合には残価保証額）とする定額法

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期負担額を計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末日における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末日において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末日までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、その発生時に全額費用処理しております。

（4）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、会社規定に基づく当期末日における要支給額を計上しております。

4．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

Ⅱ．貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額	7,661,059千円
2．関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	409,859千円
短期金銭債務	300,541千円
長期金銭債務	1,000千円

Ⅲ．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	963,651千円
仕入高	1,618,728千円
その他の営業取引高	47,180千円
営業取引以外の取引高	34,097千円

Ⅳ．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	25,631	82	－	25,713
合計	25,631	82	－	25,713

（注）普通株式の増加82株は、単元未満株式の買取によるものであります。

Ⅴ．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	14,894千円
賞与引当金	64,707千円
役員退職慰労引当金	80,330千円
退職給付引当金	124,750千円
未払事業税	8,602千円
会員権等評価損	61,549千円
減損損失	12,436千円
その他	37,230千円
繰延税金資産小計	404,501千円
評価性引当額	△99,703千円
繰延税金資産合計	304,797千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△186,762千円
土地圧縮積立金	△19,996千円
その他	△15,161千円
繰延税金負債合計	△221,920千円
繰延税金資産の純額	82,876千円

Ⅵ．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	海陽岩淵金属製品有限公司	所有 直接　100%	製品・部品の仕入 役員の兼任	金属製品及び部品の仕入	576,289	買掛金	41,302
子会社	北栄鉄工株式会社	所有 直接　100%	製商品・部品の仕入 役員の兼任	金属製品及び部品の仕入	338,754	買掛金	25,141
子会社	ＩWM株式会社	所有 直接　100%	当社製商品の販売	電気架線金物の販売	390,854	売掛金	212,366
子会社	協和興業株式会社	所有 直接 67.36%	製商品・部品の仕入 当社製商品の販売 役員の兼任	金属製品及び部品の仕入 電気架線金物の販売	34,914 29,791	買掛金 売掛金	3,660 2,641
関連会社	株式会社ＴCM	所有 直接 50.00%	当社製商品の販売 役員の兼任	電気架線金物の販売	419,327	受取手形 売掛金	88,842 53,011
関連会社	富田鉄工株式会社	所有 直接 25.58% (被所有) 直接　0.03%	製商品・部品の仕入 工場等の賃貸	金属製品及び部品の仕入 工場等の賃貸	663,460 16,956	支払手形 買掛金 前受収益	165,865 53,695 1,484
関連会社	株式会社アドバリュー	所有 直接 14.07% (被所有) 直接　0.20%	当社製商品の販売	電気架線金物の販売	123,678	―	―

（注）1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等
製商品・部品の仕入及び製商品の販売について、価格その他の取引条件は、当社と関連しない他の当事者との取引条件を勘案の上、決定しております。

3．富田鉄工株式会社に対する工場等の賃貸については、近隣の相場を勘案し、双方協議の上、決定しております。

4．持分法適用関連会社でありました株式会社アドバリューは、平成29年12月25日付で同社株式の一部を売却したことにより、関連当事者に該当しなくなりました。よって、上記の取引金額は同社が関連当事者であった期間の取引金額を、また議決権等の所有割合は同社が関連当事者に該当しなくなった時点のものをそれぞれ記載しております。

Ⅶ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	14,055円36銭
1株当たり当期純利益	285円83銭

Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成30年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**11,463,679**	**流動負債**	**2,199,065**
現金及び預金	5,991,050	支払手形及び買掛金	1,352,325
受取手形及び売掛金	2,474,706	短期借入金	151,645
電子記録債権	751,970	未払法人税等	110,343
商品及び製品	1,702,840	賞与引当金	224,853
仕掛品	99,091	その他	359,895
原材料及び貯蔵品	257,095		
繰延税金資産	93,241		
その他	105,246		
貸倒引当金	△11,562		
固定資産	**8,030,926**	**固定負債**	**1,507,143**
有形固定資産	**6,386,682**	長期借入金	572,736
建物及び構築物	1,957,297	役員退職慰労引当金	306,649
機械装置及び運搬具	342,447	退職給付に係る負債	433,701
土地	3,512,107	繰延税金負債	9,205
リース資産	470,429	その他	184,850
建設仮勘定	4,138	**負債合計**	**3,706,208**
その他	100,262	(純資産の部)	
無形固定資産	**124,700**	**株主資本**	**15,128,394**
投資その他の資産	**1,519,543**	**資本金**	**1,496,950**
投資有価証券	1,314,535	**資本剰余金**	**1,231,962**
長期貸付金	4,455	**利益剰余金**	**12,549,510**
退職給付に係る資産	49,356	**自己株式**	**△150,028**
その他	191,202	**その他の包括利益累計額**	**566,801**
貸倒引当金	△40,005	**その他有価証券評価差額金**	**462,142**
		為替換算調整勘定	**104,658**
		非支配株主持分	**93,202**
		純資産合計	**15,788,398**
資産合計	**19,494,606**	**負債純資産合計**	**19,494,606**

連結損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

(単位：千円)

科目	金	額
売上高		9,973,356
売上原価		7,163,776
売上総利益		2,809,579
販売費及び一般管理費		2,520,044
営業利益		289,534
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	29,551	
受取賃貸料	41,901	
持分法による投資利益	12,466	
貸倒引当金戻入額	5,256	
その他	13,753	102,929
営業外費用		
支払利息	6,046	
為替差損	6,690	
その他	307	13,043
経常利益		379,420
特別利益		
固定資産売却益	760	
負ののれん発生益	125,010	
事業譲渡益	10,000	135,771
特別損失		
固定資産除売却損	2,728	
投資有価証券売却損	14,125	
減損損失	40,827	
その他	350	58,032
税金等調整前当期純利益		457,159
法人税、住民税及び事業税	148,939	
法人税等調整額	18,343	167,283
当期純利益		289,875
非支配株主に帰属する当期純損失		4,703
親会社株主に帰属する当期純利益		294,579

連結株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,496,950	1,231,962	12,512,547	△150,457	15,091,002
当期変動額					
剰余金の配当			△214,873		△214,873
親会社株主に帰属する当期純利益			294,579		294,579
自己株式の取得				△527	△527
持分法の適用範囲の変動			△42,742	415	△42,326
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				541	541
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	36,962	428	37,391
当期末残高	1,496,950	1,231,962	12,549,510	△150,028	15,128,394

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	387,252	75,773	463,026	－	15,554,028
当期変動額					
剰余金の配当					△214,873
親会社株主に帰属する当期純利益					294,579
自己株式の取得					△527
持分法の適用範囲の変動					△42,326
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減					541
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	74,890	28,885	103,775	93,202	196,977
当期変動額合計	74,890	28,885	103,775	93,202	234,369
当期末残高	462,142	104,658	566,801	93,202	15,788,398

連結注記表

Ⅰ．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　　４社

連結子会社の名称　　海陽岩淵金属製品有限公司
北栄鉄工株式会社
ＩWM株式会社
協和興業株式会社

（連結の範囲に関する事項の変更）

平成29年５月15日付で協和興業株式会社の株式を取得し、子会社化したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

2．持分法の適用に関する事項

（1）持分法を適用した関連会社の状況

持分法を適用した関連会社の数　　１社

持分法を適用した関連会社の名称　株式会社ＴＣＭ

（持分法の適用に関する事項の変更）

平成29年12月25日付で株式会社アドバリューの株式を一部売却したため、当連結会計年度より持分法適用の範囲から除外しております。

（2）持分法を適用していない関連会社の名称

富田鉄工株式会社

（持分法を適用していない理由）

持分法非適用関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

海陽岩淵金属製品有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

（イ）商品、製品、仕掛品、原材料 ……総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

（ロ）貯蔵品 ……最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社においては定率法

ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

在外連結子会社においては定額法

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合には残価保証額）とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、会社規定に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

（イ）退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

（ロ）数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、その発生時に全額費用処理しております。

（ハ）小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

Ⅱ．表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで、「有形固定資産」の「その他」に含めて表示しておりました「リース資産」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の「リース資産」は98,377千円であります。

Ⅲ．連結貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額	8,969,461千円
2．担保資産及び担保付債務	
担保に供している資産	
建物	12,301千円
土地	160,500千円
合計	172,801千円
担保付債務	
短期借入金	8,554千円
長期借入金	11,320千円
合計	19,874千円

Ⅳ．連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	1,100,000	－	－	1,100,000
合計	1,100,000	－	－	1,100,000
自己株式				
普通株式	26,344	82	713	25,713
合計	26,344	82	713	25,713

（注）1．普通株式の自己株式の増加82株は、単元未満株式の買取によるものであります。
2．普通株式の自己株式の減少713株は、持分法適用関連会社を持分法適用の範囲から除外したことによる自己株式の当社帰属分の減少であります。

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月29日定時株主総会	普通株式	107,436	100	平成29年3月31日	平成29年6月30日
平成29年11月20日取締役会	普通株式	107,436	100	平成29年9月30日	平成29年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

平成30年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額 107,428千円
② 1株当たり配当額 100円
③ 基準日 平成30年3月31日
④ 効力発生日 平成30年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

Ⅴ．金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画等に基づいて、所要資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引については、行わないことにしております。

余資については、短期の定期預金等で運用しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、取引先ごとに、与信管理、回収状況及び残高管理を行い、必要に応じ信用状況を把握することとしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場リスクがありますので、定期的に時価評価を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その全てが５ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金は、設備投資に係る資金調達です。

営業債務や長期借入金は、資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

2．金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注) 2参照)。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金及び預金	5,991,050	5,991,050	－
(2) 受取手形及び売掛金	2,474,706		
貸倒引当金（※1）	△8,797		
	2,465,908	2,465,908	－
(3) 電子記録債権	751,970		
貸倒引当金（※2）	△2,479		
	749,490	749,490	－
(4) 投資有価証券	1,030,828	1,030,828	－
資　産　計	10,237,277	10,237,277	－
(1) 支払手形及び買掛金	1,352,325	1,352,325	－
(2) 短期借入金	7,500	7,500	－
(3) 未払法人税等	110,343	110,343	－
(4) 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む。)	716,882	715,775	△1,107
負　債　計	2,187,052	2,185,944	△1,107

(※1) 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。
(※2) 電子記録債権に係る貸倒引当金を控除しております。
(注) 1．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

株式の時価は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差　額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	381,922	1,030,828	648,905

負　債

(1) 支払手形及び買掛金、(2)短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金（１年以内に返済予定のものを含む。）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額283,706千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産（4）投資有価証券」には含めておりません。

３．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	5,991,050	－	－	－
受取手形及び売掛金	2,474,706	－	－	－
電子記録債権	751,970	－	－	－
合　計	9,217,726	－	－	－

４．借入金の連結決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超
短期借入金	7,500	－	－	－	－	－
長期借入金	144,145	138,301	133,367	115,966	107,600	77,500
合　計	151,645	138,301	133,367	115,966	107,600	77,500

Ⅵ．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　14,696円63銭

１株当たり当期純利益　274円33銭

Ⅶ．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月14日

イ ワ ブ チ 株 式 会 社
取 締 役 会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　阿　部　　博　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　成　島　　徹　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、イワブチ株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月14日

イ ワ ブ チ 株 式 会 社
取 締 役 会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　阿　部　　博 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　成　島　　徹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、イワブチ株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イワブチ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

（１）　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成30年５月17日

イワブチ株式会社　監査役会

常勤監査役　高　橋　　明　㊞

監　査　役　大　石　　眞　㊞

社外監査役　土　屋　文実男　㊞

社外監査役　石　川　耕　治　㊞

以　上

株 主 総 会 参 考 書 類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

第68期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

（1）配当財産の種類
金銭といたします。

（2）配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金100円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は107,428,700円となります。

（3）剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年６月29日といたしたいと存じます。

２．剰余金についてのその他の処分に関する事項

別途積立金の積み立てにつきましては、当社は株主の皆様に対する安定的な利益還元および将来の事業展開に備えるため、財務体質の強化を図る必要があると考えており、以下のとおり１億円を、別途積立金に積み立てることにいたしたいと存じます。

（1）増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金　　100,000,000円

（2）減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金　100,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第２条の事業目的を一部削除するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更個所を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	第１章　総　則
（商　号） 第１条　（条文省略）	（商　号） 第１条　（現行どおり）
（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)電力、通信、信号、放送、鉄道用各種電気架線金物の製造販売	（目　的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
(2)送配電機器の部品、通信、放送用受信装置および支持機材の製造販売 (3)合成樹脂製各種電気絶縁物および各種電気接続器材の製造販売 (4)損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務 (5)前各号に附帯する一切の業務	(2)～(3)（現行どおり） （削除） (4)（現行どおり）
第３条～第44条　（条文省略）	第３条～第44条（現行どおり）

第３号議案　取締役４名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役内田秀吾、西澤良の両氏は任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化・充実を図るため新任２名を増員し、取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	内田秀吾（うちだしゅうご） （昭和33年７月13日生）	昭和56年４月　当社入社 平成14年３月　福岡支店長 平成18年６月　取締役営業第一部長 平成20年６月　取締役営業本部営業統括部長 平成21年６月　常務取締役営業本部副本部長兼営業統括部長 平成23年４月　専務取締役営業本部長兼営業統括部長 平成24年４月　代表取締役社長営業本部長 平成25年６月　代表取締役社長営業本部長兼海陽岩淵金属製品有限公司董事長（現任）	4,600株
2	西澤良（にしざわりょう） （昭和28年４月３日生）	昭和52年３月　当社入社 平成13年３月　福岡支店長 平成18年６月　取締役大阪支店長 平成22年10月　取締役大阪支店長兼広島支店長 平成25年４月　取締役大阪支店長 平成25年６月　常務取締役大阪支店長（現任）	3,000株
3	※ 小山隆（こやまたかし） （昭和28年５月３日生）	昭和52年４月　北海道電力㈱入社 平成17年３月　同社配電部長 平成20年４月　ほくでんサービス㈱配電事業部長 平成20年６月　同社取締役配電事業部長 平成25年６月　同社常務取締役 平成29年６月　当社入社 平成29年10月　札幌支店長（現任）	－

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式数
4	※ 富樫一郎（とがしいちろう） （昭和35年10月27日生）	平成３年５月　当社入社 平成21年１月　総務部長 平成23年４月　社長室部長（現任）	300株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査役１名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役石川耕治氏は辞任いたします。
つきましては、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。
監査役候補者は、次のとおりであります。
なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
※ 北村隆志（きたむらたかし） （昭和42年３月15日生）	平成３年４月　安田火災海上保険㈱(現損害保険ジャパン日本興亜㈱)入社 平成29年４月　損害保険ジャパン日本興亜㈱内部監査部特命部長 平成30年２月　同社千葉西支店長（現任）	－

（注）１．※印は、新任の監査役候補者であります。
２．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
３．北村隆志氏は、社外監査役候補者であります。
４．北村隆志氏は、その経歴から幅広い見識をもたれており、客観的な視点から当社の経営全般に対して助言および監査を行っていただけるものと判断しております。なお、北村隆志氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
５．北村隆志氏は、就任後、当社との間で会社法第427条第１項の責任限定契約を締結する予定であり、賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額といたします。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

会社法第335条第３項に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役土屋文実男氏および第４号議案が原案どおり承認可決された場合には北村隆志氏の補欠として、補欠社外監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。
なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
いいだつねじ 飯田恒二 (昭和20年1月17日生)	昭和56年1月　社会保険労務士資格取得 昭和56年4月　日本橋事務所開設 昭和58年3月　社会保険労務士登録 （現在に至る）	―

（注）1．飯田恒二氏と当社は、社会保険労務士としての顧問契約を締結しております。
2．飯田恒二氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3．飯田恒二氏は、社会保険労務士として、長年にわたり企業の経営全般に関わる助言・指導業務を行われてきたことから、企業経営を統治するに充分な見識をもたれており、当社の監査体制の充実・強化に貢献いただけるものと判断しております。なお、飯田恒二氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4．飯田恒二氏が監査役に就任した場合には、当社との間で会社法第427条第1項の責任限定契約を締結する予定であり、賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額といたします。

以　上

第68回定時株主総会会場のご案内

会　　場　千葉県松戸市上本郷167番地
当社会議室

交　　通　ＪＲ－北松戸駅下車　徒歩10分
バス－ＪＲ松戸駅下車（西口バスのりば）
日大歯科病院行乗車
工業団地入口下車　徒歩１分

(会場付近略図)

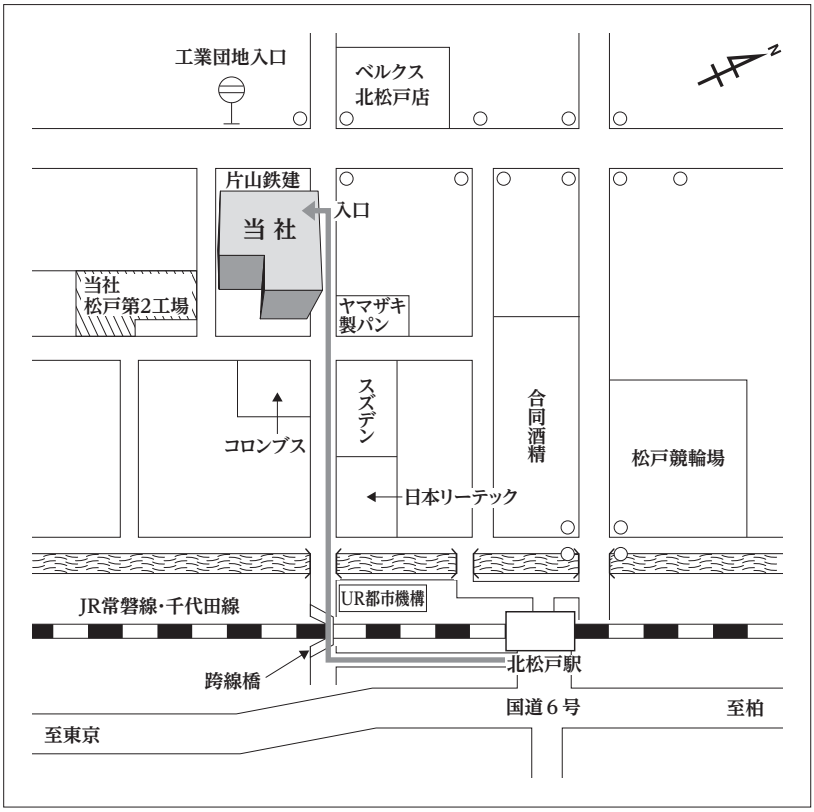

イワブチ株式会社







見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。